

## 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

(この事業は、養父市が間に入っています。期日がくれば農地は、離作料などの心配なく返してもらえます。)

この農用地利用集積計画に同意する。

### 1. 各 筆 明 細

利用権の設定を受ける者 (借り主) 乙		氏名又は名称				同 意	㊞	年 齡	才	(住所) 〒				電 話	農会名		
利用権を設定する者 (貸し主) 甲		氏名又は名称				同 意	㊞	年 齡	才	(住所) 〒				電 話	農会名		
利 用 権 を 設 定 す る 土 地				設 定 す る 利 用 権													
所 在		地 番	現況 地 目	面 積	利 用 権 の 種 類	目 的 (水田・普通 畑・果樹園等)	始 期	終 期	期 間	借 貸		賃借の支払方法	支 払 期 限	※所有者の相続登記がされていない場合			
大 字	字									10アール 当たり	当該土地						
1				m <sup>2</sup>	賃 借 権 使用貸借		平成 年 月 日	平成 年 月 日	年 間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	月 日迄	被相続人_____名義 の利用権設定に係る代表者を下記のとおり 指定します。 なお、指定にあたっては、他の相続人の同 意を得ています。			
2				m <sup>2</sup>	賃 借 権 使用貸借		平成 年 月 日	平成 年 月 日	年 間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	月 日迄				
3				m <sup>2</sup>	賃 借 権 使用貸借		平成 年 月 日	平成 年 月 日	年 間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	月 日迄				
4				m <sup>2</sup>	賃 借 権 使用貸借		平成 年 月 日	平成 年 月 日	年 間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	月 日迄				
計		筆	m <sup>2</sup>								円			代表相続人	住 所		
														氏 名	㊞		

### 2 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

農業経営面積 m <sup>2</sup>		農業労働力					作付主要作物	雇用労働者	農機具の保有状況	
		氏 名	年 齡	性 別	続柄	農作業從事日数 (年間)			軽四トラック	台
うち 自作地	m <sup>2</sup>				日	人	トラクター	台		
					日		耕運機	台		
					日		年間雇用日数	台		
うち 借入地	m <sup>2</sup>				日	日	田植機	台		
					日		草刈機	台		
					日		防除機	台		
					日		コンバイン	台		
					日		乾燥機	台		

### 3 貸し手農家の状況

権利の設定及び移転の 理由	※ 受 付
	1. 高齢化
	2. 農業の廃止
	3. 規模縮小
	4. 労働力不足
	5. その他

#### 4. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

##### (1)借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃等の支払期限までに借賃等の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

##### (2)解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

##### (3)転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

##### (4)修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。  
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が警備である場合には甲の同意を要しない。

##### (5)租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。  
イ 乙は、目的物に係る農業灾害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。  
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

##### (6)目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了した時は、乙は、その満了以前に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。  
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。  
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

##### (7)利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

##### (8)利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

##### (9)その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、市町村が協議して定める。